平成２３年（フ）第７５５３号
大阪市西区南堀江１丁目20番23―506号
債務者　町田　　忍
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　憲太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０３５号
大阪市平野区加美西２丁目９番７号
債務者　稲垣木型工作所こと　稲垣　富子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１７７号
大阪市福島区鷺洲３丁目４番12―702号
債務者　木村　富久
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３５７号
神戸市中央区花隈町33番23―1103号
債務者　中山　真吾
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６号
山形県東置賜郡川西町大字上小松3114番地の８
債務者　清水　淳子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽生田　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２６８１号
名古屋市北区清水２丁目24番１号　ヤマキビル306号
債務者　伊藤　　淳
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４１号
仙台市若林区荒井字高屋敷61番地の２
債務者　岸　　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米谷　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４１号
仙台市泉区長命ケ丘２丁目21番地の１　ロイヤルメゾン泉311
債務者　渡邉　輝之
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　翠川　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８５号
広島県三次市三良坂町灰塚22番地３
債務者　チャンナ　カリッド　フセンこと　ＣＨＡＮＡ　ＫＨＡＬＩＤ　ＨＵＳＳＡＩＮ
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５７号
広島市中区小網町３番19号　サンピアミラノ１Ｆ水土里
債務者　藤井　彰展
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　郷平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６７号
広島県東広島市西条大坪町11番27―403号　ラルクビル
債務者　波多　慎治
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２８号
広島市中区小町８番21―701号
債務者　岩山準一郎
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妹尾　重代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４８号
山梨県甲府市大里町5227番地３
債務者　清水　達三
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
福岡県久留米市東櫛原町711番地１　コアマンションフェスティオ久留米510号
債務者　樋口　義幸
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５２号
岩手県久慈市長内町第45地割３番地２
債務者　川尻　和佳
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２７７７号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地　41棟201号、申立時の住所大阪府寝屋川市高宮栄町25番12号
債務者　山本　光男
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２５２号
大阪市浪速区芦原２丁目４番５号　メゾンＫ201号
債務者　山本　未来
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部